

法人県民税（均等割）

確定申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今期分の法人県民税の確定申告期限が近づいてきました。
同封した申告書に所定の事項をご記入の上、期限までに申告納付されますようお願いいたします。申告納付期限は4月30日です。

山口県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する「公共法人」及び「収益事業を行わない公益法人等」は、前年4月1日から3月31日までの期間に対する法人県民税の均等割について、毎年4月30日までに申告納付が必要となります。

- ▼ 期限までに申告納付されないときは、延滞金がかかります。
- ▼ 申告に必要な各種様式、届出書・記載要領は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

【法人県民税（均等割）の税率】

（年額）

法人の区分	均等割額	やまぐち森林づくり県民税	納付額
公共法人及び公益法人等	20,000円	1,000円	21,000円

※ 表中の用語については以下のとおりです。

- ・公共法人 … 法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- ・公益法人等 … 地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

※ 公共法人及び公益法人等のうち、地方税法第25条の規定により非課税となるもの、山口県税賦課徴収条例第38条及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例第2条の規定により、課税免除となるものは除きます。

※ 本県では、荒廃が深刻化している森林を適正に維持・管理するため、「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分について、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただいています。

- ▼ 設立初年度等で、4月1日から3月31日の期間中において事務所等を有していた月数が12月に満たない場合は、年額に当該期間中に事務所等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定します。

この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てます。

なお、これにより算定した額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

- ▼ 収益事業を行う場合は、法人県民税（均等割）と合わせて、法人県民税（法人税割）、法人事業税並びに特別法人事業税又は地方法人特別税の申告納付も必要になります。この場合、同封した申告書と異なる様式になります。

- ▼ 御不明な点・詳細については、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

県税事務所名	所在地	電話番号
岩 国	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827)29-1504
柳 井	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820)23-2121
周 南	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834)33-6416
山 口	〒753-0064 山口市神田町6-10	(083)925-5751
宇 部	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	(0836)21-2112
下 関	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	(083)223-7194
萩	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	(0838)25-9874